

出水市立野田中学校 いじめ防止基本方針
～学校・家庭・地域が一体となったいじめ根絶を目指して～



守っていきます野田中学校の宝子

みんなで

ぎゅっ!

育ててみせますいづみの宝子



出水市立野田中学校
令和5年3月策定版

いじめをなくそう宣言

すべての生徒は、“楽しい学校生活を送る”権利を持っています。

“いじめ”は、この権利を奪うものです。

いじめは、受けた人のみならず、いじめを行った人や、周囲で見ていた人にも、一生消えない深い傷を残すものです。

いじめは、絶対に犯してはならない大きな過ちです。

人間は本来、優しい心を持っています。

人を思いやり、愛し、大切にできる心があるのです。

その優しい心を表す勇気こそ、私達は持つべきなのです。

出水市の全ての中学校から、全ての生徒の責任として、あらゆるいじめをなくし、互いに支えあい、誰もが楽しいと思える学校を創るために、私達はここに次のことを宣言します。

- 一 どんな理由があっても“いじめ”は絶対にしません。
- 一 嫌なことがあったら、すぐに誰かに相談します。
- 一 いじめられている人がいたら、決して見て見ぬふりをせず、声をかけたり、誰かに相談したり、支えるための行動をします。
- 一 一人ひとりがお互いの個性を認め合い、思いやりの心を持って、仲間外れのない楽しい中学校生活を送ります。

この宣言を胸に刻み、私たち野田中学校の生徒は一つの家族として、励まし合い、支え合い、「絆」を大切にして豊かな人間関係を築き、尊い命をなくすことのないように、心を一つにして取り組みます。

令和5年4月7日

野田中学校生徒会一同

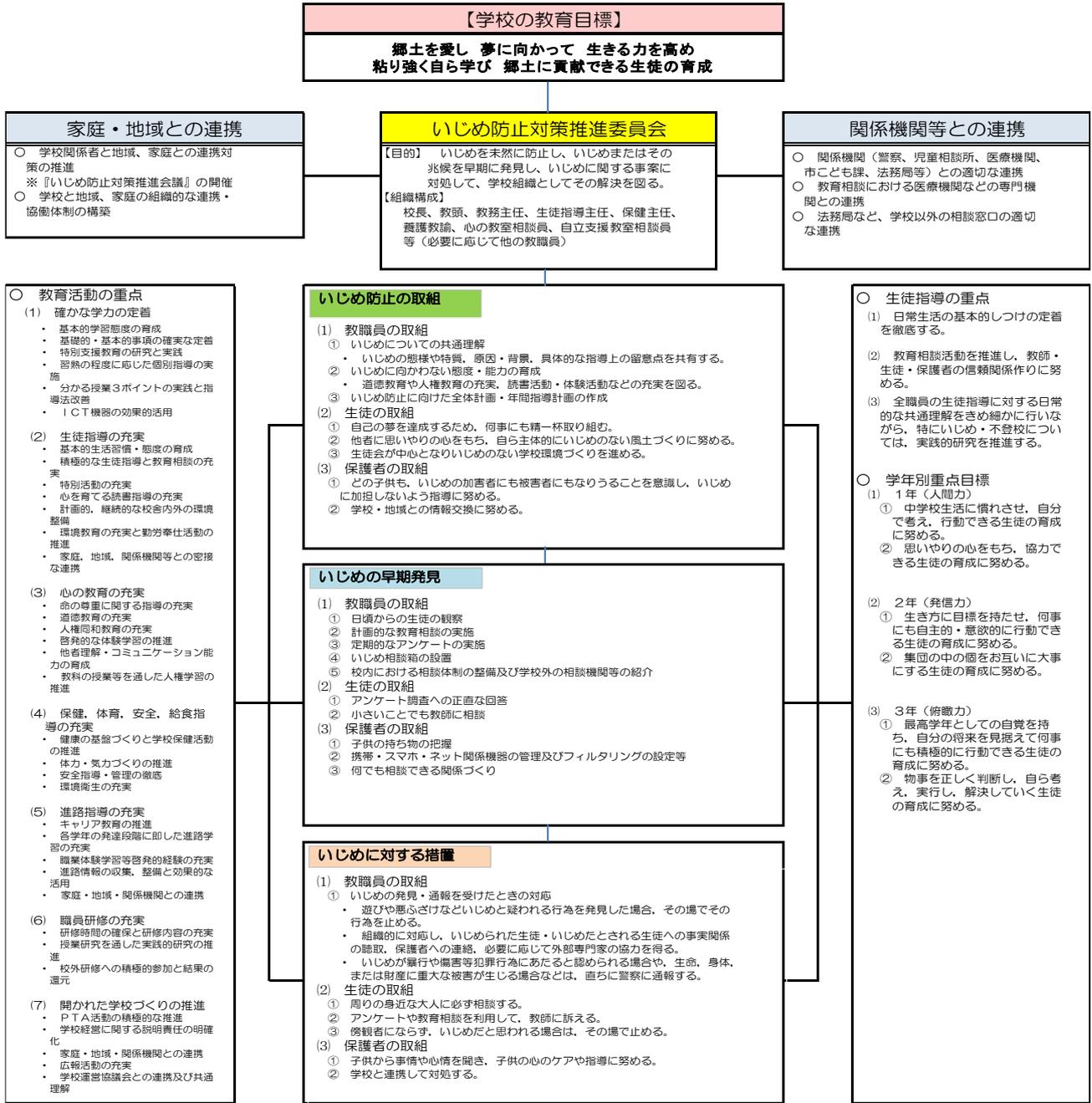
出水兵児修養掟

士は節義を嗜み申す候節義の嗜を申すものは
口に偽りと言はず身に私を構へず心直にして作法乱れず
礼儀正しく上は諂らば下を侮らば人の患難を見捨
てず己の約諾を違へず申斐がしく頼母しく苟且にも下様
の賤しき物語り悪口と語の端も出さず體恥を知りて首
刎らるるも己が為すまじき事をせず死すべき場を一足
も引かず其心鉄石の如く又溫和慈愛にて物の哀れを知
り人に情あをも以て節義の嗜みと申すもの也

薩摩藩は、三百年にわたり「人は城なり」の基本思想のもとに、人づくりを重視し、特別の城をつくらず、各地に武士集団を配備した外城（とじょう）制度によつて政治を行い、その行政単位として、各外城を中心に「郷（ごう）」を設けていました。

また、藩内の「郷」には主に兵児（六歳から二十歳まで）を対象にした郷中（ごじゆう）教育という独特教育制度を確立し、各郷毎に「掟（おきて）」を定め、学習、生活規範として厳格な教育を実践してきました。出水郷中の「掟」が上掲の「出水兵児修養掟」です。時代は違いますが、先人の知恵と言えるこの「掟」のもつ教育的内容は、現代に生きる私たちにとつて、なお生き生きと語りかけるものがあり、今後も立派な教則として、出水市の子どもたちの中に受け継がれていくことを願います。

野田中学校 いじめ防止基本方針



月	計画及び評価	実態調査	各教科・道徳・特別活動等	生徒会	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4月	年間及び1学期の活動計画の検討 取組評価アンケートの作成	学校生活アンケート	「いじめ問題・命について考える週間」等の実施	いじめスローガン	各教科における指導計画の確認	家庭訪問	生徒指導事例研修 <small>いじめ問題・命について考える週間における連絡の内容検討</small>
5月	実態に基づいた対応策の検討	SNSチェックシート		生徒総会	生徒（全体指導）	個別面談	
		ソーシャルスキルシート			携帯ネット利用実態調査		
6月		教育相談アンケート			情報モラル講演会	教育相談	ネットいじめ等の対応
7月	取組評価アンケートの実施	学校楽しいーと			保護者への啓発	三者面談	
8月	取組評価アンケートの集計及び検証 2学期の活動計画の検討	生活に関するアンケート		命のサミット			
9月	実態に基づいた対応の検討	学校生活アンケート	「いじめ問題・命について考える週間」等の実施	いじめ標語	携帯・ネット利用実態調査	個別面談	<small>いじめ問題・命について考える週間における連絡の内容検討</small>
10月		SNSチェックシート・ソーシャルスキルシート				個別面談	
11月		教育相談アンケート				三者面談・教育相談	
12月	取組評価アンケートの実施 取組評価アンケートの集計及び検証	学校楽しいーと				個別面談	
1月		学校生活アンケート	「いじめ問題・命について考える週間」等の実施			個別面談	<small>いじめ問題・命について考える週間における連絡の内容検討</small>
2月	取組評価アンケートの実施・集計	SNSチェックシート・ソーシャルスキルシート	命に関する教育講演会			個別面談	
3月	取組検証及び次年度活動計画策定	学校楽しいーと			全体指導	個別面談	

(1) 基本方針

いじめは、子供の人権に関わる重大な問題であり、全ての生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できることを旨としなければならない。

一方で、生徒は学校生活における様々な人間関係の課題に直面しながら、個人として、あるいは集団として関係を調整しつつ課題を解決していく。学校教育におけるそうした普遍的営みこそが、いじめの問題の解決においても重要であり、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしなければならない。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携のもと取り組む。

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）以下同じ

(定義)

- 1 第2条この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めを行う。

具体的ないじめの態様（例）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 不快を感じるあだなをつけられ、しつこく言われる。
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れてない。
 - ・ わざと会話をしない。
 - ・ 席を離す、避けるように通る。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる。
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
- 金品をたかられる。

- ・ 脅されてお金や品物を要求される。
- ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 靴を隠される。
 - ・ 持ち物を取られたり、傷をつけられたり、ゴミ箱に捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
 - ・ 人前で衣服を脱がされる。
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる。
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする。
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる。
 - ・ SNSのグループからわざと外される。

(2) いじめの防止

① 基本的考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続することに努める。

② いじめの防止のための措置

ア 校内指導体制の確立

教職員の個々が一人でいじめの問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に教職員が組織として一丸となった指導体制を確立する。

イ 教職員一人一人の指導力の向上

生徒が、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる授業づくりや集団づくりに努める。

また、県教育委員会が作成した「いじめ対策必携」や県総合教育センターが発行した指導資料等を有効活用したり、外部講師等を招聘した事例をもとにした研修を行ったりするなど、いじめの防止対策及びいじめ問題への対応力向上を図る。

ウ 人権意識の涵養と「命の教育」の推進

人権教育の充実とお互いを思いやり、尊重し、自他共にたった一つしかない尊い命を大切にしようとする気持ちや、死を悼み、その悲しみを味わうことで生を捉えられる「命の教育」の推進に努める。

また、全ての教育活動を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援に努める。

エ 道徳的実践力を培う道徳教育の充実

「いじめを考える週間」や「命について考える週間」等を通して、いじめ防止や生命尊重を

ねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

その中で、「いじめをするな」という教育から「〇〇しよう」という教育を目指し、「傍観するな」という指導ではなく、「いじめに遭遇したら、〇〇しよう」という具体的な行動を示した指導の推進に努める。

オ 生徒一人一人の自己指導能力の育成

学級活動や生徒会活動など特別活動における話し合いにおいて、「いじめ問題」をテーマに掲げたり、あいさつ運動や、ボランティア活動等様々な取組を計画させたりするなど自主的に活動できるよう指導・支援する。

また、短学活や全校朝会、学年朝会、各種講演会等を通して「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。

カ 生徒の夢や希望を育む豊かな教育活動の推進

日本サッカー協会（JFA）と連携した「夢の教室」の開催を通し、生徒一人一人に、夢を持つことのすばらしさや、これからの生活に生かしていけるようキャリア教育の推進に努める。

また、生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力・読解力・思考力・判断力・表現力を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動を取り入れた教育活動の充実を図る。

さらに、全教育活動を通して、体験活動の充実に努め、生徒が主体的に判断し、行動できる資質・能力を養うよう努める。

キ 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

ク 学校基本方針の周知

年度初めには、いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任を明らかにし、保護者や地域の理解を図る。また、より多くの大人が一人でも多くの子供たちの悩みや相談を受け止めることができるように、連携強化を図る。

ケ 学校基本方針による取組の評価

各学校は、学校基本方針による取組の状況について、「学校いじめ対応チェックリスト」等を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

(3) 早期発見

① 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いの意識をもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することに努める。

なお、指導に困難を抱える学級等では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く見守り、迅速な対応をしていく。

② いじめの早期発見のための措置

ア 教職員の生徒一人一人の観察や情報共有

日頃から、生徒一人一人の表情や行動等の観察からささいな変化に気付くよう心掛け、変化に気付いた際は、教職員がいつでも情報を共有できる体制を整えておく。

※ 5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモしておくようにしておくなどの工夫が必要である。

イ 定期的な教育相談や学校生活に関するアンケート調査の実施

生徒の学校生活及び学校外での実態等を把握するため、年間を通して計画的に教育相談を設定したり、学校生活に関するアンケート調査を実施したりする。

また、県総合教育センターが開発した「学校楽しいーと」や「SNSチェックシート」等を年に数回活用し、生徒のその時の実態を把握し、指導、支援に生かすよう努める。

※ 特に、アンケート等では掴めない、日々の心の状況変化等について個人の日記や生活記録、班ノートや学級日誌等からもきめ細かな把握に努める。

ウ 教育相談体制の整備

生徒及びその保護者等が悩みを相談しやすい環境整備に努めるとともに、その悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の積極的な活用を図る。

エ 相談箱等の設置

全生徒が学校内外の「いじめ」を発見したり、自分や友達の悩みに困ったりした時など、「いつでも」、「だれでも」訴えることができる相談箱等を設置し、生徒間に起こる諸問題の早期発見に努める。

オ 相談機関等の周知

学校外の相談窓口について、ホームページや学校便り、PTA新聞等を通して周知や広報を継続して行う。

(4) いじめに対する対応

① 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り抜くとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行っていく。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

② いじめに対する対応

ア いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもち対応する。その際は、まずは、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者と協力して対応する体制を整える。

イ いじめられた生徒又はその保護者への支援の在り方

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、自尊感情を高めるように支援する。

また、生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。その際、いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り抜くことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を整える。

また、いじめられた生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど、心のケアにも努める。

いじめが解決したと思われる場合でも、約3か月の期間継続していじめが止んでおり、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認した上で、その後も継続して十分な注意を払うとともに、折に触れ必要な支援を行う。

いじめが「解決している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

ウ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

また、生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意した対応を行う。さらに、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。

また、事実関係を聴取した際は、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させるとともに、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導を行う。

いじめの解決のためには、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、加害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者やまわりの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができるよう指導することが大切であり、そのために、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団の育成に努める。

オ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関等との連携を図り、直ちに削除する措置をとる。また、名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに違法な情報発信停止を求めたり、速やかに削除を求めたりするなど必要な策を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。

さらに、学校では、県教育委員会が委託した民間の「学校ネットパトロール」団体による定

期的なネットパトロールの状況報告を受け、該当生徒及びその保護者への対応を行う。また、各学校は、NPOネットポリス鹿児島とも連携を密に図りながら、日頃からネットいじめ未然防止及びネットいじめ問題への対応に迅速に当たるよう努める。

③ いじめを認知した際の組織的対応

ア いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、その情報をできるだけ早く（1時間以内を目安に）担任・校長・関係者へ伝達する。

イ アの情報だけでなく、そのほかの情報の収集と記録、教職員の情報共有、いじめの事実確認を行う。

ウ 校長のリーダーシップのもと、迅速（24時間以内）に校長・教頭・担任・学年主任・生徒指導主任・養護教諭・部活動顧問等によるいじめ対応チーム（生徒指導・特別支援教育部会）を発足させる。

エ いじめ対応チームは、次の事項を協議する。（緊急時には、担任が出張予定であっても、欠席連絡等を行い、協議に参加する。）

○ 具体的事実に基づく解決の具体的方針について、協議する。

○ 加害・被害保護者への対応について、協議する。

オ 情報が入ってから**5日**で**改善・解決のないときは**、困難な状況を克服する新しい方針を決める。

カ いじめ対応チームは、問題が解決したと校長が判断するまで継続する。

キ 解決の報告は、職員会議（職員朝会）で行う。それまでは、校長が責任者になる。

ク 被害保護者へは、**情報が入った日に**担任が伝える。家庭訪問が望ましい。

ケ 被害生徒の家庭での状況や訴えがないかを、**1週間後・一ヵ月後・三ヵ月後**、担任は保護者から情報を得る。

④ いじめに関する教職員研修の充実

「いじめ対策必携」を活用した研修や事例研究を実施する等、いじめの問題に関する指導上の留意点などについて、年に複数回の校内研修を位置付け、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

⑤ 組織的な指導体制の確立

いじめの問題に対する学校の指導体制が機能するためには、校長のリーダーシップの下、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的・継続的な取組を行うことが重要である。学校の実態に応じた校内連絡体制を見直し、適切な報告や情報の共有がなされるとともに、いじめの態様や原因、その背景等に応じて、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を図りながら組織的に対応する。

⑥ 家庭や地域との連携の強化

ア いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。

イ いじめに係る相談を行うことができる体制の整備を行う。

ウ いじめの事実があると思われた場合、関係する生徒の保護者への適切な情報提供を行う。

エ いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するとともに、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。（必要に応じ、被害生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアの実施）

オ いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する指導及び助言を行う。

⑦ その他

ア 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、教師向けの指導用資料やチェックリストなどを通じ、いじめの防止等の取組の充実を図る。

イ 学校評価・教員評価における留意事項

学校評価において、いじめの問題を取り扱う際は、学校評価の目的を踏まえいじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する

とともに、その実態把握や対応が促され、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的かつ必要に応じたアンケートの実施、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるようにする。

また、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっても、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題の共有化、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を観点として評価するようにする。

(5) 重大事態への対応

- ① 校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。
- ② 事案によっては、市教育委員会、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

